

資料2
(議案第121号関係)

令和6年9月10日
総務企画常任委員会
税務部国保医療年金課

青森市国民健康保険条例（平成十七年条例第二百三号）新旧対照表

改正後	改正前
第一条～第十一条 略 (罰則) 第十二条 市は、世帯主が法第九条第一項若しくは <u>第五項の規定による届出をせず、又は</u> <u>虚偽の届出をした場合</u> _____ _____に おいて、その者に対し十万円以下の過料に 処する。 第十三条～第十六条 略	第一条～第十一条 略 (罰則) 第十二条 市は、世帯主が法第九条第一項若しくは <u>第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合</u> <u>又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> に おいて、その者に対し十万円以下の過料に 処する。 第十三条～第十六条 略